

横浜市グリーン購入基本方針に定める物品等の調達手順書

公共工事等用（文具等を除く）

横浜市グリーン購入基本方針に定める物品等の公共工事に関わる調達（公共資材・横浜市から排出される廃棄物を利用した再生材等の使用）について次のとおり行います。

ただし、文具等用に関わる調達については、別途手順を定めます。

【主管課（公共工事設計積算担当課）の事務】

- 1 公共工事資材・工法、横浜市から排出される廃棄物を利用した再生材等の調達
 - (1) 「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」）の（別記）「特定調達物品等」（以下「別記」）に記載されている品目を調達する場合は、基準に適合した物品等を選定してください。（一般会計、一般会計以外を問わず適用）

【判断の基準】	公共工事の「調達推進の基準」の規定を確認して、調達する品目は、毎年度の調達目標の設定の対象となります。 必ず規定を満たすものを調達してください。
【配慮事項】	さらに配慮することが望ましい事項です。 できれば、規定を満たすものを調達してください。
【調達推進の基準】	調達の推進に当たっての目安を示す事項です。 できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めてください。

(2) 調達の方法

設計積算する公共工事の設計図書に「基本方針」の「別記」に記載されている物品を調達することが分かるように明示します（例えば、「横浜市グリーン購入の推進に関する特記仕様書」を添付して、資材・工法等の該当する事項（品目等）に明示（○印を付す等）するなど。）。

(3) 適合とする品目等が調達することができない場合

公共工事の「調達推進の基準」の規定により、調達が可能であっても他の理由により調達が困難な場合は、「理由書」（様式1）を必ず添付してください。

2 製品情報

環境物品等の選定の際は、各メーカーのカタログに「グリーン購入法適合」などの表示がされているのでそれらを参考にしてください。

また、グリーン購入ネットワーク「エコ商品ねっと」のHPも参考にしてください。
エコ商品ねっと：<https://www.gpn.jp/econet/>

【局・区・本部経理担当課の事務】

1 経理手続

- ① 主管課から出された設計図書等に特記仕様書が添付されるなど、的確な調達がされているか、確認してください。
- ② 他の理由により調達が困難な場合は、「理由書」（様式1）が添付されているか確認してください。

(様式1)

局・区・本部

課

理 由 書

特定調達物品等を調達できない理由は次のとおりです。

類 別	品 目 名	調 達 で き な い 理 由